第1回豊岡市農業委員会総会 (定例会) 議事録

令和 3 年 4 月 23 日 (金) (豊岡稽古堂交流室) 午後 1 時 30 分開会

議事日程

諸 報 告

日程第1 議事録署名委員の指名

5番 平峰 英子 委員

6番 石橋 重利 委員

日程第2 会期の決定 4月23日 1日間

日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第5 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第6 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第7 第4号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証

明について

日程第8 第5号議案 豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づ

く農地改良届出書受理について

日程第9 第6号議案 農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申

請審議について

日程第10 第7号議案 農用地利用集積計画の決定について

日程第11 第8号議案 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議

について

日程第12 第9号議案 土地改良事業参加資格交替の申出について

出席委員 (16名)

1	番	瀧	下	康	徳		3	番	平	野		薫
4	番	宮	岡	正	則		5	番	平	峰	英	子
6	番	石	橋	重	利		7	番	栗	原	安	信
8	番	上	坂		定		9	番	井	谷	勝	彦
10	番	和	田	敏	明		11	番	中	島		覚
12	番	西	沢	泰	裕		14	番	高	尾	利	美
15	番	大	谷		均		16	番	仲	Ш	弘	之
18	番	村	田	憲	夫		19	番	大	原	博	幸

欠席委員 (3名)

2 番 森 田 強 13 番 大 坪 豊

17 番 原 清 美

事務局出席職員職氏名

会長挨拶

○議長 (大原 博幸) それでは定刻になりましたので、ただ今から令和3年度第1回の 豊岡市農業委員会総会を開催したいと思います。 稲作の方もいよいよ本格的な取り組みと いうことで、苗づくりあるいは耕運等大変お忙しいかと思いますけれども、今日は最初の総 会です。慎重審議よろしくお願いしたいと思います。それでは座って進行させていただきま す。

諸報告

○議長 (大原 博幸) 日程に先だち諸報告をします。

欠席、 遅刻等の通告委員を報告します。 欠席2番 森田強委員、 13番 大坪豊委員、 17番 原清美委員、 以上、 通告を受けております。

行政報告

- ○議長 (大原 博幸) それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。 行政報告については、別紙のとおりとなっていますのでご清覧ください。 以上で行政報告を終わります。
- ○議長 (大原 博幸) 続いて行政報告に関する質疑を受けます。 質疑ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑がないようですので、 質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は16名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第1回豊岡市農業委員会総会 (定例会) を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件1件、許可申請案件12件、証明案件7件、届 出書受理案件2件、協議案件3件、合計25件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長 (大原 博幸) 日程第1 「議事録署名委員の指名」 を行います。 議事録署名委員は、 議長より2名を指名します。

5番 平峰英子委員

6番 石 橋 重 利 委員 以上の委員にお願いします。

会期の決定

○議長 (大原 博幸) 日程第2、「会期の決定」 を議題とします。 お諮りします。

第1回農業委員会総会 (定例会) は、本日1日限りにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。 よって第1回総会 (定例会) は、本日4月23日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長 (大原 博幸) 日程第3、 報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」 を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で、 報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」 の報告事項を 終わります。

第1号議案、 農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長 (大原 博幸) 付議事項に入ります。 日程第4、 第1号議案 「農地法第3条の 規定による許可申請審議について」 を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。 豊岡、 竹野地域の現地調査の調査員を代表して、 9番 井谷委員、 お願いします。

- ○現地調査員 (井谷 勝彦) 4月13日、10番和田委員と9番井谷私と事務局2名で現地調査を行いました。 特に問題のある案件はありません。
- ○議長 (大原 博幸) 日高地域の現地調査の調査員を代表して、 1 4番高尾委員、 お願いします。
- ○現地調査員 (高尾 利美) 4月14日、午前8時45分から12時過ぎまで、11 番中島委員と事務局の方2名、 私高尾4名で現地を確認してきました。 ただ今の説明どおり、 特に問題はないと思います。
- ○議長 (大原 博幸) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、 採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

- ○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。 お諮りします。 本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」 の声あり)
- ○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。 よって、第1号議案 「農地法第3条の規定による許可申請審議について」 は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第2号議案、 農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長 (大原 博幸) 日程第5、第2号議案 「農地法第4条の規定による許可申請審議について」 を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお

願いします。

出石地域の現地調査の調査員を代表して、14番 高尾委員、お願いします。

- ○現地調査員 (高尾 利美) 同じく4月14日に11番中島委員と事務局の方2名、14番高尾で現地を確認してきました。 今の説明のとおり、 特に問題はないと思います。
- ○議長 (大原 博幸) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、 採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。 お諮りします。 本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。 よって、第2号議案 「農地法第4条の規定による許可申請審議について」 は、 原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第3号議案、 農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長 (大原 博幸) 日程第6、第3号議案 「農地法第5条の規定による許可申請審議について」 を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお 願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、 9番 井谷委員、 お願いします。

- ○現地調査員 (井谷 勝彦) 同じく4月13日、10番和田委員と事務局2名、9番 井谷の4人で現地調査を行いました。事務局の説明どおり特に問題はありません。
- ○議長 (大原 博幸) 日高、 出石地域の現地調査の調査員を代表して、 14番 高尾 委員、 お願いします。
- ○現地調査員 (高尾 利美) 同じく4月14日、11番中島委員と事務局の方2名、14番高尾4名で現地を確認してきましたが、特に問題ないと思います。
- ○議長 (大原 博幸) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、 採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。 お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第4号議案、 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長 (大原 博幸) 日程第7、第4号議案 「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」 を議題とします。

事務局、 説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお 願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、 9番 井谷委員、 お願いします。

- ○現地調査員 (井谷 勝彦) 4月13日、同じく10番和田委員と事務局2名、9番 井谷の4人で現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。
- ○議長 (大原 博幸) 日高、 出石地域の現地調査の調査員を代表して、 14番 高尾 委員、 お願いします。
- ○現地調査員 (高尾 利美) 4月14日、同じく11番中島委員と事務局の方2名、14番高尾4名で現地を確認してきました。 説明のとおり特に問題はないと思います。
- ○議長 (大原 博幸) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番 西沢委員。

○12番 (西沢 泰裕) 3番の案件なんですけど、中央町で登記地目が畑となっている

分ですけど、 この隣接の土地なんかまだ畑が残っているんでしょうか。 参考までに。

- ○事務局 (古谷 明仁) 当該地については台帳地目が畑ですが、字限図を確認すると隣接については宅地と表示されているので周りの方は台帳地目も宅地かと思われます。 現況 は周りは宅地に囲まれたところです。
- ○12番 (西沢 泰裕) ありがとうございました。
- ○議長 (大原 博幸) ほかにありませんか。 (「なし」 の声あり)
- ○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、 採決に入ることにご異議ありませんか。 (「異議なし」 の声あり)

- ○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。 お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」 の声あり)
- ○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、 第4号議案 「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明 について」 は、 原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第5号議案、 豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改 良届出書受理について

○議長 (大原 博幸) 日程第8、第5号議案 「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第 2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」 を議題とします。事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお 願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、 9番 井谷委員、 お願いします。

- ○現地調査員 (井谷 勝彦) 4月13日、同じく10番和田委員と事務局2名、9番 井谷で現地確認いたしました。事務局の説明どおり特に問題はありません。
- ○議長 (大原 博幸) 出石地域の現地調査の調査員を代表して、14番 高尾委員、お願いします。
- ○現地調査員 (高尾 利美) 同じく4月14日、11番中島委員と事務局の方2名、1

- 4番高尾4名で現地を確認してきましたが説明のとおり特に問題はないと思います。
- ○議長 (大原 博幸) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、 採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

- ○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。 お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」 の声あり)
- ○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、 第5号議案 「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく 農地改良届出書受理について」 は、 原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第6号議案、 農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請審議 について

○議長 (大原 博幸) 日程第9、第6号議案 「農地等の競売・公売に参加するための 買受適格証明書の交付申請審議について」 を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明を お願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、 9番 井谷委員、 お願いします。

- ○現地調査員 (井谷 勝彦) 4月13日、同じく10番和田委員、事務局2名、9番 井谷で現地確認を行いました。 特に問題はありません。
- ○議長 (大原 博幸) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、 採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

- ○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。 お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」 の声あり)
- ○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、 第6号議案 「農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書の交付申請 審議について」 は、 原案のとおり可決されました。

証明書を交付します。

なお、証明書を発行した者が、売却決定を受け、これにかかる3条申請の提出があった場合は、会長が当該適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、総会の議案にかけることなく許可書を交付し、後日の報告案件とします。

第7号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長 (大原 博幸) 日程第10、第7号議案「農用地利用集積計画の決定について」 を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、 採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。 お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第7号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、 農用地利用集積計画を決定する。」 旨の決定通知書を送付します。

第8号議案、 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について ○議長 (大原 博幸) 日程第11、 第8号議案 「農地法第3条第2項第5号括弧書き に規定する別段面積の審議について」 を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。 お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、 第8号議案 「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」 は、 原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時30分)

(再開 午後2時45分)

○議長 (大原 博幸) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

第9号議案、 土地改良事業参加資格交替の申出について

○議長 (大原 博幸) 日程第12、第9号議案 「土地改良事業参加資格交替の申出について」 を議題とします。

この議案については、 農林水産課担当職員に出席説明を求めております。

事務局の説明後、 担当職員の自己紹介を含め、 土地改良事業参加資格交替の申出に係る 内容の説明を求めます。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 (古谷 明仁) 本日、農林水産課の担当の方にお越しいただいております。 担当の方より、議案に関連する県営内町地区土地改良事業の概要についてご説明をいた だきます。よろしくお願いします。

【農林水産課、事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番 宮岡委員。

- \bigcirc 4番 (宮岡 正則) 今度、ほ場整備したら1枚が7反という大変大きな面積になるんですけど、少ないところの人の面積に関してはどういうふうに割り振りするんか、 どうなるんですか、 こういう場合は。
- ○農林水産課 (藤原 敏也) 換地のことということでしょうか。

換地につきましては、 従前施工前の面積に応じて、 あと道路排水路の方が広くなってきますので、 その割合に応じてそれぞれ再配置をさせていただくということになります。 また、 その場所等につきましては今後地区の方でご相談をいただきながら進めていきたいと考えております。

- \bigcirc 4番 (宮岡 正則) も51点、以前に区画整理された後、 2回目という格好じゃないんですか、これ。
- ○農林水産課 (藤原 敏也) はい、そうです。 再整備ということになります。
- ○4番 (宮岡 正則) 大きな面積をするのに全員の賛成があってこうなったんですか。
- ○農林水産課 (藤原 敏也) この区域のことについては全員の賛成を得ているというふうには伺っております。
- ○4番 (宮岡 正則) 分かりました。
- ○議長 (大原 博幸) ほかにありませんか。

10番 和田委員。

- ○10番 (和田 敏明) 区画整理が終わった時点で、以後、3条4条5条の変更というのは何年間できないということになるんでしょうか。 前の区画整理の時もそうでしたけど、20年間絶対いろわれんということを言われたんですけど、そのへんはどうなるんですか。○事務局 (古谷 明仁) 私の方から説明させてもらいます。 農振農用地に入っているエリアですので、 農振除外をされない限りは転用申請というのは難しいかと思っております。ただ、3条申請につきましては、3条資格の許可要件に該当する方であれば可能かと考えております。 以上です。
- ○議長 (大原 博幸) ほかにありませんか。 (「なし」 の声あり)
- ○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。 以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。 (「異議なし」 の声あり)

- ○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。 お諮りします。 本案件を、 原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (「異議なし」 の声あり)
- ○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、 第9号議案 「土地改良事業参加資格交替の申出について」 は、 原案のとおり 承認することとします。

農林水産課の担当職員の方、 ご苦労さまでした。 退席していただいて結構です。

閉会

○議長 (大原 博幸) お諮りします。 本会に付議された議事はすべて終了しました。 これをもって、 本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、 令和3年度第1回豊岡市農業委員会総会 (定例会) を閉会します。

午後2時55分閉会